

答 申

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 20 年 5 月 16 日付け 20 会農林第 216 号で行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成 20 年 5 月 7 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し平成 19 年度林道大滝線のモニタリング調査結果の開示を求めて公文書の開示請求を行った。

2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対する公文書として「森林居住環境整備（県営）第 1901 号業務（調査）大滝線調査報告書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成 20 年 5 月 16 日付けで、次のアからオに掲げる情報に該当する部分を不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- ア 希少猛禽類の行動を示した図面
- イ 希少猛禽類の行動が確認された地名
- ウ 希少猛禽類の行動を観察した地点
- エ 希少猛禽類の営巣地の位置を示す情報
- オ 希少猛禽類の営巣地の位置が推測できる情報

3 異議申立人は本件処分を不服とし、平成 20 年 6 月 12 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、猛禽類の営巣地を特定する図以外の部分について開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は異議申立書及び意見陳述の内容を要約すると概ね次のとおりである。

- (1) 本件に関わる処分は情報公開条例により公開例外とされる情報に該当しない。調査結果を公開し、検討委員会に参加した関係者以外の者の検証、科学的検証にさらすべきである。
- (2) 秋田県田沢湖周辺に生息するイヌワシ調査では、営巣地・飛翔図を含めて調査内容を公開・出版し、保護に成功している。福島県は公開せず、イヌワシは営巣地を

放棄し、保護に失敗している。

- (3) 実施機関は、不開示とした情報は環境省作成の「猛禽類保護の進め方」に基づいている旨主張するが、異議申立人が環境省に問い合わせたところ「マニュアルであって、法的根拠はない」との回答がなされた。県の「情報公開条例」による開示・不開示の判断は自治体の判断によるとしている。
- (4) 国の機関による県内の各種開発行為では地元住民・自然保護団体に猛禽類のモニタリング調査を公開し、意見を求めて工事を行ってきた。  
日本イヌワシ研究会では、会員による全国各地の調査結果について、飛翔図を含め出版公開している。
- (5) 福島県が不開示とするのは開発行為を正当化し、第三者からの批判を封ずるための隠れ蓑としているにすぎない。大滝林道の調査報告検討会で、県の自然保護担当部局がイヌワシ・クマタカの保護について意見を述べている記録はなく、県農林水産部担当部局には自然保護の専門家はいない。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が本件対象公文書の一部を不開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

請求に係る対象公文書は、「森林居住環境整備（県営）第1901号業務（調査）大滝線調査報告書」であり、広域基幹林道大滝線の工事計画を検討するにあたり、平成19年度以降に施工を予定している路線及びその周辺地域において、主にイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息・繁殖に著しい影響を与えることのないよう適切な措置を検討するための基礎資料を得ることを目的に行ったモニタリング調査及び営巣状況確認等の調査に関する文書である。

##### 2 一部開示とした理由について

###### (1) 条例第7条第6号該当性

本件対象公文書のうち、クマタカ等の猛禽類の営巣地情報が記載されている部分については、これを公開することにより、クマタカ等の営巣地等が特定され、又は特定され得ることから、密猟のほか、観察者等不特定多数の人々が生息地に近づき、繁殖を阻害することが危惧される。このことは、希少猛禽類の保護という事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当することから、これらの情報を不開示としたものである。

###### (2) 不開示部分について

不開示とした情報は、「猛禽類保護の進め方」（環境省作成）及び福島県情報公開審査会の平成13年9月27日答申に基づいており、次のアからエまでのとおりである。いずれも営巣地や営巣中心域が特定され、又は特定され得る情報について不開示としたものである。

ア 位置、地名、位置説明、地点説明（確認位置、確認地名、確認地点説明を含

- む。)
- イ 観察地名、観察地点
  - ウ 飛翔図
  - エ 写真（観察地点）

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が平成19年度及び平成20年度以降に予定している森林基幹道大滝線の工事計画を検討するにあたり、当該林道周辺で生息している希少猛禽類の生息状況等を把握し、林道の開設工事がこれらの希少猛禽類の生息・繁殖に著しい影響を与えることのないよう適切な措置を検討するための基礎資料を得ることを目的に、外部機関に委託して行った調査の成果品である。

### 2 原処分における不開示内容について

実施機関は、不開示とした情報はいずれも営巣地や営巣中心域等が特定され、又は特定され得る情報（以下「営巣地情報」という。）であり、公にすることにより、希少猛禽類の保護施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第7条第6号により不開示としたことから、以下、原処分における不開示情報の該当性について検討する。

### 3 条例第7条第6号（事業執行過程情報）の不開示情報該当性について

#### (1) 条例第7条第6号の趣旨

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがある情報が記録されている公文書については、不開示とすることを定めたものである。

#### (2) 条例第7条第6号前段該当性について（事務事業に関する情報）

本件対象公文書は、実施機関が林道工事を実施するにあたり、希少猛禽類の生息や繁殖等に配慮した適切な工事計画を検討することを目的に外部機関に委託して行った調査の成果品であり、本号前段に規定する県の機関が行う事務事業に関する情報に該当すると認められる。

#### (3) 条例第7条第6号後段該当性について（事務事業への支障性）

ア 実施機関は、営巣地情報を公にすることにより、希少猛禽類の保護施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、環境省指針等に基づき、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした旨主張する。

これに対し異議申立人は、当該指針は「マニュアルであって、法的根拠はない」との環境省回答を理由に、実施機関が当該指針をもとに営巣地情報を不開示としたことに根拠がない旨主張する。

しかし、当該指針は希少猛禽類の保護対策の指針として自然保護関係行政機関において活用されており、実施機関が当該指針も踏まえた上で条例上の不開示事項の該当性について検討したことに特段の不合理性は認められない。

イ ところで、イヌワシ等の希少猛禽類の営巣地情報を開示した場合の影響について、環境省指針では「一般に生息地、特に営巣地を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣地の近辺に集合、出入りを繰返し、繁殖を阻害することが危惧される。」としている。

本件公文書に記載されている対象地域においては、希少猛禽類の営巣地を常時監視することは事実上不可能であり、営巣地周辺への人の出入りによる繁殖への影響や密猟等不測の事態に対して適切な行政的措置をとることが困難であることを考えれば、本件対象公文書の営巣地情報を開示した場合、生息や繁殖等を阻害し、希少猛禽類の生息・繁殖に著しい影響を与えることがないよう適切な措置を検討するとする実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすなど、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ そのうえで、当審査会では、実施機関が不開示とした情報が、環境省指針で行政機関等以外には不開示とされている営巣地情報に該当するのか確認するため対象公文書を見分したところ、実施機関が原処分において不開示とした次の(ア)から(オ)の情報については、いずれも希少猛禽類の営巣地や営巣中心域等が推定できる営巣地情報であると認められ、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると判断する。

(ア) 希少猛禽類の行動を示した図面

調査報告書では「イヌワシ飛翔図」、「クマタカ飛翔図」等の希少猛禽類飛翔図が該当する。

希少猛禽類の飛翔コースについては、林道工事予定地域周辺の2万5千分の1の地図上に、営巣木の位置、希少猛禽類の行動が確認された地名等と併記されており、当該飛翔図を開示すれば営巣地や行動圏等の営巣地情報が明らかになると認められる。

(イ) 希少猛禽類の行動が確認された地名

調査報告書では、希少猛禽類別、調査月日別に、行動が確認された地名並びに行動が確認された地点及び高度等の位置情報が具体的に記載されており、当該地名等を開示すれば具体的な営巣地情報が明らかになると認められる。

(ウ) 希少猛禽類の行動を観察した地点

本件調査委託の仕様書には、調査地点は平成19年度以降の工事予定区間及び既設部分の沿線に設置する「定点」とする旨の記載があることから、営巣地情報との直接的な関連が認められない調査地点であれば、一般に開示すべき性質の情報であると思われる。

しかし本件調査報告書では、調査地点の位置が希少猛禽類の飛翔コース、営巣木の位置、希少猛禽類の行動が確認された地名等の不開示情報と併記される形で記載されており、当該図面等を開示すれば営巣地や行動圏等の営巣地情報が明らかになると認められる。

(エ) 希少猛禽類の営巣地の位置を示す情報

調査報告書には、営巣地の地名や営巣木の説明が具体的に記載されており、当該情報を開示すれば具体的な営巣地情報が明らかになると認められる。

(オ) 希少猛禽類の営巣地の位置が推測できる情報

調査報告書には営巣地周辺の川や沢の名前、距離や高度等の位置情報等の記載があり、当該情報を開示すれば具体的な営巣地情報が明らかになると認められる。また、巻末資料には営巣木の写真や営巣地の遠景写真なども収められており、当該写真等を開示すれば、具体的な営巣地情報が明らかになると認められる。

4 営巣地を特定する図を除き開示するよう求めている点について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて「営巣地を特定する図を除き」開示するよう求めているが、希少猛禽類の営巣地情報については、当該情報が図面であるか報告書本文であるかにかかわらず不開示とするのが相当であり、また、前記3で述べたように実施機関が不開示とした情報はいずれも営巣地情報に該当するため、当該主張は認められない。

5 営巣地情報の公開による保護実現について

異議申立人は、営巣地情報を公表しながら保護に成功している自然保護団体の事例を引用し、本件処分についてもそのような見地からの開示が可能である旨主張する。

しかしながら、公文書開示請求の制度は、開示請求者や請求目的の如何を問わず、同じ内容で請求があれば何人に対しても同じ内容で開示することが求められており、営巣地情報を開示すれば、希少猛禽類を保護するという異議申立人が開示を求める趣旨に反して当該営巣地に立ち入る者が出てくることも容易に予想される。

本件公文書に記載されている対象地域においては、希少猛禽類の営巣地を常時監視することは事実上不可能であり、営巣地周辺への人の出入りによる繁殖への影響や密猟等不測の事態に対して適切な行政的措置をとることが困難であると考えられることからすれば、異議申立人のそのような主張は採用することはできない。

6 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 7月23日	・ 諮問書受付
平成20年 7月24日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成20年 8月11日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成20年 8月19日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成20年 9月10日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成20年 9月30日 (第157回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 審議
平成20年 9月30日	・ 実施機関へ異議申立人からの一部開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成20年11月27日 (第159回審査会)	・ 審議
平成20年12月17日 (第160回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取
平成21年 1月23日 (第161回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成21年 2月17日 (第162回審査会)	・ 審議
平成21年 3月18日 (第163回審査会)	・ 審議
平成21年 4月27日 (第164回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	
有我 健司	元福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長